

令和7年6月10日招集

市 議 会 6 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議 案 番 号	件 名
議 第 2 0 号	副市長の選任について
議 第 2 1 号	新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び新発田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 2 0 号

副市長の選任について

次の者を新発田市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	東京都三鷹市下連雀
氏	名	渡邊 毅

議第 2 1 号

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び新発田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び新発田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
例及び新発田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
(昭和57年新発田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、
同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等の移転料は、別表第5のとおりとする。

第14条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に
改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議会の議員及び非常勤の職員に移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、
支給しない。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第13条関係)

移転料	1 次の各号に規定するいずれかの額 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ、次に定める額 ア 鉄道50キロメートル未満 126,000円 イ 鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満 144,000円 ウ 鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満 178,000円 エ 鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満 220,000円
-----	--

	オ 鉄道500キロメートル以上 292,000円 (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額 備考 (1) 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。 (2) 第1項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が市長等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 (3) 命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。
--	--

(新発田市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市職員の旅費に関する条例(昭和43年新発田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 赴任 採用された職員（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて採用された職員その他の市長が認める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員（市長が認める職員に限る。）がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に旅行することをいう。

(3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任をした」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、又は」を「又は」に改め、同項各号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同条第4項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第5条第5項中「、又は」を「又は」に改める。

第5条の2第1項中「日額旅費」の次に「、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を加え、同条に次の3項を加える。

3 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

4 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

5 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第6条及び第7条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第9条中「、又は宿泊料の」を「又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）の」に、「、又は」を「又は」に改める。

第10条中「、又は車賃」を「又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）」に改める。

第14条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第15条第1項中「在勤庁」を「勤務庁」に改める。

第16条第2項中「、又は」を「又は」に改める。

第17条の次に次の3条を加える。

(移転料)

第17条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第17条の3 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第17条の4 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次のア、イ又はウに規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際にお

ける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第20条各号を次のように改める。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合は、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第21条第1項を次のように改める。

第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地か

ら新在勤地までの前職務相当の旅費

第 2 1 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 2 2 条第 1 項及び第 2 項中「、又は」を「又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条の 2、第 1 7 条の 3 関係）

区分	日当 (1日に付)	宿泊料 (1夜に付)	移転料				
			鉄道 5 0 キ ロメートル 未満	鉄道 5 0 キ ロメートル 以上 1 0 0 キロメー トル未満	鉄道 1 0 0 キロメー トル以上 3 0 0 キロメー トル未満	鉄道 3 0 0 キロメー トル以上 5 0 0 キロメー トル未満	鉄道 5 0 0 キロメー トル以上
一般職の職員	2, 2 0 0 円	1 1, 8 0 0 円	1 0 7, 0 0 0 円	1 2 3, 0 0 0 円	1 5 2, 0 0 0 円	1 8 7, 0 0 0 円	2 4 8, 0 0 0 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。